

件名	知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】 特別職の給与減額措置を継続するとともに、一般職の給与減額措置を廃止する。</p> <p>〔改正条例〕 ○知事等及び職員の給与の特例に関する条例</p> <p>〔改正内容〕 ○条例名 知事等及び職員の給与の特例に関する条例 → 知事等の給与の特例に関する条例</p> <p>○特別職の減額率 <給料> 知事：25% 副知事：15% 教育長、管理者、常勤監査委員：12% <期末手当> 減額後の給料の月額による額</p> <p style="text-align: center;">(平成26年3月31日まで)</p> <p style="text-align: center;"><給料> 知事：30% 副知事：20% 教育長、管理者、常勤監査委員：17% <期末手当> 減額後の給料の月額による額</p> <p>○一般職の減額率 減額措置を廃止</p> <p style="text-align: center;">(平成26年3月31日まで)</p> <p style="text-align: center;"><給料> 特定幹部職員：9.77% 管理職員：7.77% 一般職員：6.77% 若年層職員：3.77% <期末勤勉手当> 減額なし <管理職手当> 10% <給料を算出基礎とする手当> 減額後の給料の月額による額</p> <p>○条例の有効期限の延長 平成26年3月31日 → 平成27年3月31日</p>	
施行日	平成26年4月1日（条例の有効期限の延長については、公布日）
<p>【その他参考事項】</p>	